

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第2回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	中野市 20211
地域名 (地域内農業集落名)	延徳地区 (桜沢、大熊、北大熊、小沼、篠井、新保)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)		273.61 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積		198.6 ha
② 田の面積		139.06 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)		133.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計		0.84 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計		ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計		28.92 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計		6.2 ha
(備考)耕作放棄地:0.28ha		
区域内の農用地等面積には遊休農地を含む。		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

延徳地区では人口減少・高齢化の進展に伴い、農家人口も減少、高齢化が進んでいる。農地は平坦部から山裾の丘陵部に至るまで広く分布し、平坦部では水稲や野菜・花卉、丘陵部では果樹が栽培されており、また、菌茸類の施設型農業が盛んな地区である。

農家の高齢化等に伴い、農作業の負担が大きく、耕作されない農地も増えてきている。また、新保地区の一部水田エリアでは、水田や農道、排水水路が傾き、機能不全が生じている箇所がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

水稲・野菜・花卉、果樹や菌茸類の施設型農業を中心に多様な農産物の栽培を引き続き行っていくが、園芸作物や付加価値の高い新たな品目の栽培についてJA等関係機関と連携しながら研究を進め収益向上を目指す。

延徳地区は、農地の集約化を進めつつも、地区内人口だけでは農業者が不足していることから、地区外から新たな認定農業者等の担い手や多様な経営体などの農業を担う者を積極的に受け入れ、後継者を確保していく。また、担い手等や農地所有者が集う場を地域と関係機関が連携して定期的に開催し、地域農業に関する情報を共有するとともに、次の取組について引き続き検討する。

①農業に関わる人材との交流 ②農業技術のスキルアップ支援 ③スマート農業の推進 ④農地の基盤整備 ⑤農業、農地に関する情報の見える化

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率のかつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率のかつ総合的な利用に関する方針

担い手等への農地の集積・集約化を基本としつつ、農地、農道・水路等の整備により荒廃化を抑制し、担い手等の効率的で安全性の高い農作業や良好な営農環境の確保を図り、兼業農家や自給的農家等の農地利用も進める。

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域（目標地図を作成する区域）とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全管理を行う区域とする。また、既に原野化し、再生が困難な農地については、農用地区域からの除外を検討する。

地域計画策定当初から、農業上の利用が行われる区域内の全農地に、将来の農業を担う者を位置付けることは困難であることから、今後、地域での話し合いを継続し、段階的に農業上の利用が行われる区域や担い手等の追加及び見直しを行っていく。

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	50	%	将来の目標とする集積率	60	%
--------	----	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標

担い手等の不足により農地の集約化が進みにくいため、地区外から積極的に担い手等を受け入れる。また、スマート農業の導入などによる作業の効率化を図るため、農地の集団化・連坦化を推進する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

延徳地区のうち、まずは篠井地区、桜沢地区、小沼地区の農地について、農地中間管理機構の活用を推進し、経営農地の集約化を目指す。また農地の集積・集約的な困難な農地については、現在の耕作者が規模縮小や離農を検討する際、近隣の農家や新規就農者を募り、新たな担い手等への継承を推進するものとする。

なお、農地の流動化を促進し、周辺農地の良好な営農環境を保全するため、農地所有者等は耕作していない農地について、定期的に草刈りを行うなど、良好な状態を維持する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構の活用の推進にあつては、メリットをわかりやすく説明する等、周知方法の工夫に努めるとともに継続的な情報提供を図る。なお、農地所有者の事情や農地利用調整の合意形成等にとって物納（米）が必要であり、農地中間管理機構が認めた場合に限り、物納の取扱いとする。

(3) 基盤整備事業への取組

延徳地区の農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農道や水路等の農業生産基盤の整備及び改修を検討する。**担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区域化のための基盤整備を実施する。**

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地区内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手等として育成していくが、市及びJA等と連携し、農業体験の実施や相談体制の確立、情報収集と発信に努め、新たな担い手等が早期に安定経営できるよう、農業機械等のシェアや住宅の斡旋などの取組みについて検討し、切れ目なく支援に取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

農作業委託に関する取組みについては、今後地域において検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

③農業生産に関わる負担の軽減と安全性の向上や効率化を目指して、スマート農業の導入・活用について、市やJA等と連携して研究・検討していく。

⑦⑧生産性向上を目指す、農地及び基盤施設の保全・管理に努めるとともに、農地への進入路の整備、ため池・水路等の整備や改修を検討し、担い手等が参入しやすい営農環境を構築する。

⑩農業の魅力や就業に関する情報収集及び発信、農家同士のコミュニティ形成、農業体験やイベントを交えた交流機会の創出等に向けて、市やJA、観光団体等が連携して、地域及び農業の魅力発信と担い手等の確保に向けて検討していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	146経営体		95.48 ha	0 ha		96.07 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

[illegible]

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有者に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。